

パブリック・コメント

制度で

市民のみなさん
のお声を、お聴
かせください。

募集期間

令和5年（2023年）
3月1日（水）から
3月30日（木）まで

パブリック・コメント制度は、
市が計画や条例を策定するときに、市民の皆さんから
広くご意見をお聴きし、一緒に考え、決めていこう
という制度です。（宝塚市市民パブリック・コメント条例）

すべての人の人権が尊重され、平和の下で、
誰もがありのままに自分らしく生きている
まちをめざして

宝塚市では、

第3次宝塚市人権教育及び人権啓発基本方針
（改定案）

について、市民のみなさんからのご意見
を募集しています。



（お問合せ先）
〒665-8665 宝塚市東洋町1番1号
宝塚市役所 総務部 人権平和室 人権男女共同参画課
Tel 0797-77-9100 Fax 0797-77-2171

第3次宝塚市人権教育及び人権啓発基本方針(改定案)への 意見募集について

1 第3次宝塚市人権教育及び人権啓発基本方針とは

第3次宝塚市人権教育及び人権啓発基本方針は、「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」第5条の地方公共団体の責務の規定に基づき、平成30年(2018年)3月に策定したもので、人権を取り巻く国内外の動向や社会情勢の変化に対応していくため、策定から5年後の中間時点で見直しを行うこととしています。

2 第3次宝塚市人権教育及び人権啓発基本方針についての見直しの経過

今回の見直しにあたり、令和4年(2022年)7月、宝塚市人権審議会に基本方針の見直しに関する諮問を行いました。これを受けて、宝塚市人権審議会において令和4年(2022年)7月～令和5年(2023年)1月に2回の審議会と4回の小委員会において審議を実施しました。

宝塚市人権審議会は知識経験者3名、公共的団体等の代表12名、公募による市民4名、関係行政機関2名の計21名で構成されています。委員名簿は別添のとおりです。

3 第3次宝塚市人権教育及び人権啓発基本方針(改定案)のポイント

(1) 趣旨・目的・背景

本市の人権に関する施策を総合的かつ計画的に推進していくための指針として、現方針の策定以降に制定、改定された国、県及び本市の法令、条例、関連計画との整合を図っています。令和3年(2021年)から10年間の市民と市のまちづくりの方向性を定めた「第6次宝塚市総合計画」や各種分野別計画との整合を図りつつ、近年のインターネット上の人権侵害や、性暴力、ハラスメント被害、外国人などへのヘイトスピーチ、新型コロナウイルス感染症による様々な偏見・差別、社会情勢が生み出す孤立・孤独の問題など、複雑化かつ多様化している人権課題を反映しています。

(2) 考え方・論点

今回の改定については、第6次宝塚市総合計画を踏まえつつ、中間見直しであることから、骨格となる第1章から第3章まで及び第5章については現方針を踏襲し、主に第4章の「個別の人権問題に対する取組」について見直しを行っています。

また、人権課題への取組の推進を図るため、新たな項目として、「課題」とその解決に向けた今後5年間の「具体的施策の方向性」及び「重点施策」を設定しました。併せて成果指標を設定して、進捗管理を行うこととしています。

4 意見募集の目的

第3次宝塚市人権教育及び人権啓発基本方針(改定案)の趣旨や内容等について、広く公表し、基本方針(改定案)に市民の皆様からの意見を反映するため、意見募集を行います。

なお、意見募集のため公表する内容は、以下のとおりです。

① 第3次宝塚市人権教育及び人権啓発基本方針（改定案）に対する意見募集

② 別紙「意見提出用紙」

③ 第3次宝塚市人権教育及び人権啓発基本方針（改定案）

④ 第3次宝塚市人権教育及び人権啓発基本方針（改定案）の概要版

5 第3次宝塚市人権教育及び人権啓発基本方針（改定案）の公表方法について

パブリック・コメントの基本方針（改定案）の概要版・本編は、市ホームページ及び市の窓口にて公表しています。

(1) 市ホームページ (<http://www.city.takarazuka.hyogo.jp>)

ア 総務部人権平和室人権男女共同参画課のページ

イ トップページから「宝塚市人権教育及び人権啓発基本方針（改定案）」で検索するか、または

「検索用 ID：1049660」を入力し検索することもできます。



二次元コード

(2) 市の窓口

市役所人権男女共同参画課、市民相談課、各サービスセンター・サービスステーション及び各人権文化センターで公表しています。

6 意見の募集期間

令和5年（2023年）3月1日（水）から

令和5年（2023年）3月30日（木）まで

7 意見の提出方法

別紙「意見提出用紙」に必要事項を記入し、案に関する意見を記載して提出してください。任意の用紙で提出していただく場合は、別紙「意見提出用紙」に記載のある項目（氏名、住所、電話番号等）すべてを明記してください。

意見が複数ある場合は、意見ごとに意見対象箇所（全般もしくは特定部分）が分かるように記載してください。

提出方法は、市役所人権男女共同参画課への提出・郵送・ファクシミリ・電子メールのいずれかの方法により、募集期間内にご提出ください。ただし、郵送の場合は、令和5年（2023年）3月30日（木）必着とします。

正確な聞き取りができずご意見を取り違える可能性がありますので、電話などによる口頭での意見提出はできません。

8 提出先・問い合わせ先

〒665-8665（住所記載不要）「宝塚市役所 総務部人権平和室人権男女共同参画課」

電話番号 0797-77-9100（直通）

ファクシミリ 0797-77-2171

電子メールアドレス m-takarazuka0018@city.takarazuka.lg.jp

※ 宝塚市役所総務部人権平和室人権男女共同参画課は、宝塚市東洋町1番1号宝塚市役所本庁舎3階です。

9 意見の公表について

氏名、住所、電話番号等の個人情報は、一切公表しません。提出いただいた意見（パブリック・コメント）については、個人の権利利益を害するおそれのある情報等を除き、その全体を取りまとめた上で、意見の採否及び市の考え方とともに市ホームペー

ジで公表するほか、市役所人権男女共同参画課、市民相談課、各サービスセンター・サービスステーション及び各人権文化センターで配布します。

なお、提出いただいた意見に対する個別の回答はしませんので、ご了承ください。

10 個人情報等の取扱いについて

氏名、住所、電話番号等の個人情報は、厳正に保管し、他の目的には一切使用、提供しません。

宝塚市人権審議会 委員名簿

【敬称略】

選出区分	氏名	所属等	備考
市内の公共的団体等の代表者 知識経験者	ワク アリヒコ 和久 有彦	宝塚市人権・同和教育協議会会長	会長
	ヒダカ ヤスハル 日高 庸晴	宝塚大学 看護学部教授	副会長
	ノザキ シホ 野崎 志帆	甲南女子大学 国際学部教授	
	オカモト コウスケ 岡本 工介	関西大学人権問題研究室委嘱研究員	
市内の公共的団体等の代表者	オリヤマ シゲル 織山 茂	宝塚男女共同参画センター連絡協議会	
	ナガイ ユウジ 永井 裕二	宝塚市外国人市民文化交流協会	
	イトウ エミコ 伊藤 恵美子	宝塚障害福祉市民懇談会	
	ヒラタ タケジ 平田 武二	くらんど人権文化活動推進協議会	
	タニゾエ ミヤコ 谷添 美也子	まいたに人権文化活動推進協議会	
	シモサカ ハルヒコ 下坂 治彦	ひらい人権文化活動推進協議会	
	マツシタ フサコ 松下 ふさ子	中山台コミュニティ	
	ナカガワ ジュンコ 中川 絢子	宝塚市自治会連合会	
	カワグチ ヨシタカ 川口 義孝	宝塚商工会議所	
	ツジタ トモコ 辻田 智子	宝塚市青少年育成市民会議	
	マツムラ タカミ 松村 孝三	宝塚市社会福祉協議会	
公募市民	ツダ サカエ 津田 栄	市民	
	マナベ ヒデオ 真鍋 秀夫	市民	
	イケダ ツキコ 池田 月子	市民	
	キシダ シキ 岸田 志紀	市民	
関係行政機関	タカイ ミチコ 高井 美智子	伊丹人権擁護委員協議会宝塚部会	
	ヒラヤマ シン 平山 審	小浜小学校	

第3次宝塚市人権教育及び人権啓発基本方針（改定案）に対する意見

○氏名または名称 _____

○住所または所在地 _____

※ 住所が市外の場合は、次のうち該当するものにチェックを入れてください。

 市内在勤 市内在学 その他

○連絡先(電話番号) _____ (メールアドレス) _____

※ 上記の記述がないものや正確に記載されていない場合は受付できません。

※ この枠内の情報は公表しません。また、上記の個人情報につきましては、厳正に保管し、他の目的に使用、提供しません。

【意見】

※ 該当する項目を選んでください。

 第3次宝塚市人権教育及び人権啓発基本方針（改定案）の全般に関する事 特定の部分に関する事

_____ページの_____行目からの部分

※用紙が足りない場合は、お手数ですが、コピーしていただきますようお願いします。

その場合、2枚目以降は、氏名のみご記入ください。

【意見締切り】令和5年（2023年）3月30日（木）必着

【お問い合わせ・提出先】宝塚市役所 総務部人権平和室人権男女共同参画課

（人権男女共同参画課は、市役所本庁舎3階です。）

〒665-8665 宝塚市東洋町 1-1

TEL： 0797-77-9100 FAX： 0797-77-2171

E-mail： m-takarazuka0018@city.takarazuka.lg.jp

第3次宝塚市人権教育及び人権啓発基本方針(改定案)

概要版

人権尊重宣言都市

宝塚市

第3次基本方針改定の趣旨

日本では、すべての国民に基本的人権の享有を保障する日本国憲法のもとで、人権に関する様々な国内諸制度の整備や条約の批准など、これまで人権に関する諸施策が講じられてきました。

しかしながら、今なお、部落差別をはじめ様々な人権問題があり、近年ではインターネット上の人権侵害や性暴力やハラスメント被害、ヤングケアラー¹の問題、外国人などへのヘイトスピーチ²、新型コロナウイルス感染症による様々な偏見・差別、社会情勢が生み出す孤立・孤独の問題など、その内容は複雑化かつ多様化しています。

宝塚市（以下「市」という。）においても、このような人権問題の解決を図るため、平成30年（2018年）策定の「第3次宝塚市人権教育及び人権啓発基本方針」（以下「第3次基本方針」という。）に基づき、様々な取組を実施してきました。今後も市の「人権尊重都市宣言」の基本理念に基づき、引き続き人権課題の解決に向けて積極的に取り組み、人権意識の更なる高揚を図る必要があります。

今般、「第3次基本方針」策定以降5年が経過するにあたり、社会情勢の変化や法律などの施行や改正等を踏まえ、「第3次基本方針」を改定し、人権に関する施策を総合的、計画的に推進します。

【今回の主な見直し点】

- 新たな人権課題への対応、市の各種計画等との整合
- 課題と具体的施策の方向を追記
- 重点施策の設定

基本方針の位置付けと他計画との関係

本方針は、平成12年（2000年）施行の「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」第5条の人権教育、啓発施策の策定及び実施についての地方公共団体の責務の規定に基づき、策定します。

令和3年（2021年）から10年間の市民と市のまちづくりの方向性を定めた「第6次宝塚市総合計画³」のめざすまちの姿の一つである「すべての人の人権が尊重され、平和の下で、誰もがありのままに自分らしく生きている」の実現のための、人権施策を総合的かつ計画的に推進していくための指針となります。

他の関連計画などと整合を図り、人権に関する取組を総合的に推進する理念を明らかにし、他の関連計画の取組を人権の視点で横断的につなぐ役割を果たします。

¹ 大人が担うようなケア責任を引き受け、家事や家族の世話、介護、感情面のサポートなどを日常的に行っている子ども。

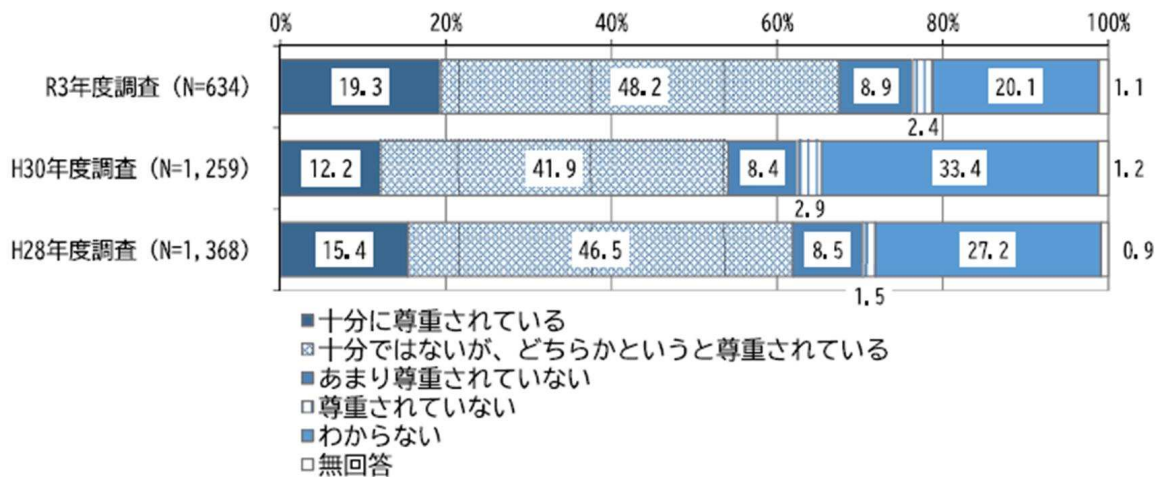
² 人種、民族、宗教、性別などのマイノリティ（少数者）を中傷し、憎しみや差別をおおる言動をいう。日本では2000年代からインターネット上に差別的な書き込みが蔓延し、在日韓国・朝鮮人の人々を主なターゲットに、学校や居住地域に押しかけ、暴言を用いたデモや街宣活動を繰り返す団体が現れ、生活保護受給者、被差別部落出身者なども標的にするなど、攻撃活動が全国的に広がり社会問題になった。

³ 総合的かつ、計画的にまちづくりを推進するための計画であり、市民と行政によるまちづくりの方向性を示している。また、本市が定める計画の最上位に位置し、具体的な取組等を示す各分野別計画は総合計画に即するものとしている。

第3次基本方針策定後の現状と進捗管理

(1) 市民意識の現状

【図1 日々の生活において、人権が尊重されていると思うか】



資料：市民アンケート調査報告書⁴

(2) 行動計画の進捗管理

第1次基本方針策定以降、毎年度「人権教育及び人権啓発行動計画」を策定し、それぞれの領域で法律や市の課題に合わせて事業を組み替え、新たな人権課題の解消に向けた取組を追加するなど充実を図ります。今後は、行動計画の課題に加え、より成果を可視化するために令和5年度(2023年度)から指標を設定し、行動していくこととします。

人権尊重の理念

人権とは、人間の尊厳に基づいた各人が持っている固有の権利であり、社会を構成するすべての人々が個人としての生存と自由を確保し、社会において人間らしく幸福な生活を営むために欠かすことのできない権利です。

人権は、「一人ひとりの人間がかけがえのない存在である」ということを、自分だけでなく、他人と認め合って、はじめて成立するものです。

したがって、人権尊重の理念は、多様な生き方を認め合い、自分の人権のみならず、他人の人権について

⁴ 本市では、令和3年度(2021年度)から第6次宝塚市総合計画をスタートし、「わたしの舞台は たからづか」をスローガンに掲げ、「活動・活躍できる場をつくり、暮らしを支え、まちを未来につなげていく」という想いのもと、市民と行政で共にまちづくりをすすめている。

市民アンケート調査報告書は、令和3年(2021年)11月に実施したもので、第6次宝塚市総合計画に関連して、市民の意識や、活動状況、本市の取組に関する評価等の把握を行うことを目的に実施したものである。

も正しく理解し、その権利の行使に伴う責任を自覚し、人権を相互に尊重し合う人権の共存の考え方もあります。

このような考え方にに基づき、市では「すべての人々の人権が尊重され、平和の下で、誰もがありのままに自分らしく生きている」まちをめざします。

人権教育、啓発の基本的あり方

人権教育、啓発においては、人権について正しく理解し、人権を尊重するために必要な価値観や態度を育み、市民一人ひとりが日常生活の中で出会う様々な事象の中から、主体的に考え、学び、自らの課題として人権課題の解決に向けた行動に移していくことが重要です。

したがって、人権教育、啓発は学校、地域、家庭、職場、その他様々な場を通じて、多様な機会を設けて効果的な手法により、定期的、継続的に実施します。

- ①人権教育、啓発の推進
- ②関係機関との連携、協力
- ③関係団体などとのネットワークの構築
- ④市民協働
- ⑤時、場所に応じた効果的な方法
- ⑥相談窓口の充実
- ⑦広報、啓発活動の推進

あらゆる場における人権教育、啓発の推進

人権尊重社会を実現するため、市民一人ひとりが人権尊重の理念について正しく理解し、日常生活において人権尊重の意識がその態度や行動に表れる必要があります。そのために、幼児から高齢者まで幅広い層を対象として、家庭、地域、学校、職場など社会のあらゆる場において、市民と市が協働し、様々な手法を取り入れ、人権教育、啓発を進めます。

- ①保育所、幼稚園、学校
- ②家庭、地域、職場

個別の人権問題に対する取組

1. 部落差別

部落差別を解消するには、市民一人ひとりが、部落差別について自分の問題として、一層の理解を深め、因習や偏見、世間体に縛られず、日常生活を人権の視点から見つめ直すことが必要です。

部落差別を見聞きした際、適切に対応できる力を市民一人ひとりが獲得していくこと、そのような課題を相談できる人権相談窓口の周知も必要です。学校教育を終えてからも職場や地域において人権教育、啓発の場を提供し、部落差別を他人事ではなく自分の問題として捉え、より具体的な行動に結びつけられる学習を

展開していきます。

市は、引き続き「部落差別解消推進法」の理念を踏まえ、部落差別を重要な人権問題の柱とし、学校や家庭、地域、関係機関が連携をとり、継続した人権教育、啓発に積極的に取り組みます。

重点施策では、市民と行政の協働で教育、啓発、市職員に対する部落差別解消に向けた研修、交流学習会を継続して実施します。

施策

- | | |
|----------------------|----------------------------------|
| ①人権啓発活動の充実（重点施策） | ⑤「えせ同和行為」の排除 |
| ②保育所、幼稚園、学校における取組の充実 | ⑥本人通知制度 ⁵ の推進 |
| ③人権文化センターの取組 | ⑦モニタリング制度 ⁶ の推進（重点施策） |
| ④人権相談の充実 | ⑧部落差別解消推進法の周知 |

2. 障害^{がい}のある人

障害^{がい}のある人が合理的な配慮を受け、安心して暮らせるとともに、市民すべてが障害^{がい}のある人の権利や多様性を尊重し、差別の解消を通じて相互の信頼が確立された住みよい社会の実現をめざします。

市は、引き続き「障害者差別解消法」の理念を踏まえ、障害^{がい}のある人への差別を重要な人権問題の柱とし、学校や家庭、地域、関係機関が連携をとり、継続した人権教育、啓発に積極的に取り組みます。

重点施策では、障害^{がい}の特性に応じた合理的配慮⁷を理解し、実践するまちづくりの取り組みや「宝塚市手話言語条例」の普及と認知度の向上に取り組みます。

施策

- | | |
|------------------------|-----------------|
| ①権利擁護 ⁸ の推進 | ⑤保健、医療の充実 |
| ②自立生活の支援と社会参加の促進（重点施策） | ⑥防災の推進と災害時支援の充実 |
| ③教育の推進 | ⑦社会的孤立にある人への支援 |
| ④就労の促進 | ⑧相談支援体制の強化 |

3. 女性

今なお、男女の役割を固定的にとらえる意識などが根強く社会に残っていることがあり、女性が不利益を受ける原因にもなっています。誰もがお互いの立場を尊重して、協力し合えるよう、この問題についての関心と理解を深めていくことが必要です。

⁵ 本人などの代理人や第三者に住民票の写しや戸籍謄抄本などの証明書を交付した場合に、事前に登録された方に対して、証明書を交付した事実を通知する制度。この制度は、結婚差別や就職差別につながる不正な身元調査に使用するために戸籍謄抄本を取得した場合に、不正取得が発覚しやすくなることにより不正請求を抑止し、人権擁護につながることを目的としている。

⁶ 人権にかかわる分野において、インターネット掲示板などに書き込まれている書き込みに対し、悪質な差別書き込みが書かれていないか確認し、重大な人権侵害にあたる書き込みや差別を助長するような書き込みについて、プロバイダなどに対し削除要請する制度をいう。

⁷ 障害^{がい}のある人が日常生活や社会生活で受ける様々な制限の原因となる社会的障壁を取り除くために、障害^{がい}のある人に対して個別の状況に応じて行われる配慮のこと。

⁸ 自分の権利や意思をうまく表現できない、不利益に気づかない人に代わって、本人の権利を護ること。福祉分野においては、サービスの利用援助や苦情、不服の代行を行い、自己決定のもとで自分らしく暮らし続けることを支援することを意味する。

市は、第2次宝塚市男女共同参画プランにおいて、「社会のあらゆる分野に、男女が共に参画する機会が保障されるまち」「すべての人が性別に捉われず、自分らしく生き生きと暮らせるまち」「各々の個性と能力を十分に発揮し、男女が共に責任を分かちあえるまち」「性の多様性が尊重されるまち」を基本理念とし、男女共同参画社会をめざして施策を推進します。

重点施策では、女性も男性も多様な生き方が選択できるよう、働き方の見直しのための取組や、子育て、介護の支援などの充実により、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス⁹）が実現する社会をめざします。

- ①男女共同参画社会実現のための教育、学習、啓発の推進
- ②女性への暴力の根絶とあらゆる人の人権の尊重
- ③仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進（重点施策）
- ④男女共同参画社会実現のための総合的推進

施策

4. 高齢者

高齢者に対する介護施設や家庭等における身体的・心理的虐待、高齢者の家族等による無断の財産処分（経済的虐待）などの人権問題が発生しています。高齢者がいきいきと暮らせる社会にするため、認知症への理解も含めて、この問題についての関心と理解を深めていくことが必要です。

市は、「宝塚市地域福祉計画（第3期）」においての「すべての人が互いに認め合い、支え合い、共に輝きつづける 安心と活力のまち 宝塚」、「宝塚市地域包括ケア推進プラン（宝塚市高齢者福祉計画・第8期宝塚市介護保険事業計画）」においての「健康で、安心して自分らしくいきいきと暮らし続けられるまち宝塚」を基本理念とし、施策を推進します。

重点施策では、認知症の人とその家族を支える資源の充実、認知症サポーターの活動の場の拡大、地域の支援機関や地域住民との協働による地域づくりなど、認知症地域支援推進員を中心に認知症の人と家族への支援の充実を図り、また若年性認知症の人への施策を推進します。

- ①高齢者の権利擁護と虐待防止
- ②認知症施策の推進（重点施策）
- ③社会参加といきがいづくりの促進
- ④福祉のまちづくりの推進
- ⑤エイジフレンドリーシティ¹⁰の推進
- ⑥保育所、幼稚園、学校における人権教育の充実

施策

⁹ 誰もが、仕事、家庭生活、地域活動、個人の自己啓発など、様々な活動を自分の希望するバランスで実現できる状態のことをいう。職場における育児休業、介護休業などの取得の促進、これらを取得しやすい職場の雰囲気づくりなどが求められる。ワーク・ライフ・バランスの実現が、多様な働き方、生き方を選択できる社会の実現につながるもの。

¹⁰ 世界的な高齢化と都市化に対応するため、平成19年（2007年）、世界保健機関（WHO）が提唱した考え方であり、ソフト・ハード両面で、高齢者にやさしい都市を推進しようとするもの。

5. 子ども

子どもは基本的人権を有する権利の主体であることを社会全体で認識し、子どもをあらゆる差別や虐待、搾取から守る体制を築く必要があります。また、子ども一人ひとりが人権の意義やその重要性について正しく理解するとともに、自分が権利の主体であるということを認識し、様々な体験活動や交流を通して、人権を尊重し、自分の大切さ、他の人の大切さを認めることが重要です。

個性や他者との違いが認められ、あらゆる形の差別や暴力を受けないなど、一人の人間として尊重され、いきいきと成長していくことが大切にされなければなりません。

市は、「たからっ子「育み」プラン(後期計画)」における「子どもを育むことが未来を育む「育む」ことが楽しくなるまちへ」を基本理念、「第2次宝塚市教育振興基本計画」における「自分を大切に 人を大切に ふるさと宝塚を大切に作る人づくり」を基本目標とし、施策を推進します。

重点施策では、児童虐待防止において、関係機関によるネットワークを通じて、発生予防から早期発見、早期対応、保護、支援、アフターケア、に至るまで、切れ目のない総合支援に努め、児童虐待防止に関する啓発や相談窓口の周知を行います。

施策

- | | |
|-----------------|--------------------|
| ①児童虐待防止(重点施策) | ⑦人権教育の充実と推進 |
| ②いじめ防止 | ⑧子どもの社会参加の促進 |
| ③体罰根絶のための方策 | ⑨家庭や地域の子育て力・教育力の向上 |
| ④非行防止、健全育成活動の充実 | ⑩子どもの貧困対策 |
| ⑤不登校児童生徒への支援 | ⑪子どもの人権擁護の推進 |
| ⑥特別支援教育の充実 | |

6. 外国人

多様な主体が互いに連携し、支え合う共生社会を実現するため、文化等の多様性を認め、言語、宗教、生活習慣等の違いを正しく理解し、これらを尊重することが重要です。外国人は、地域のコミュニティの一員であり、支援の担い手であるので、外国人に対する理解を深め、偏見や差別解消に向けた取組を推進します。

市は、多文化共生¹¹や相互理解を進めるため、「国内外の人々との文化交流が広がるとともに、異文化を認め合い、共に生きる多文化共生社会の形成が進んでいる」をめざすまちの姿として、取り組んでいきます。

重点施策では、インターネット上での差別動画や書き込みに対して、引き続きモニタリングを実施し、差別事象の早期発見、拡散防止に努め、削除要請を行います。

施策

- | | |
|-------------------------|----------------------|
| ①外国人が暮らしやすい差別のない地域社会の実現 | |
| ②出会いと交流の場づくり | ⑤社会参加の促進 |
| ③多文化共生教育の推進 | ⑥相談体制の充実 |
| ④多様な学習機会の提供 | ⑦ヘイトスピーチに対する取組(重点施策) |

¹¹ 国籍等の異なる人々が、互いの文化的差異を認め合い、対等な関係を築こうとしながら、地域社会の構成員として共に生きていくこと。

7. インターネットによる人権問題

個人の名誉やプライバシー、インターネットを利用する際のルールやマナーに関する正しい理解を深めていくことが重要です。

今後、情報化がさらに進む中、情報の収集、発信における個人の責任や情報モラルについて、理解するための教育や啓発の充実を図る必要があります。加えて、利用者の心に潜む偏見や差別意識の払拭とそのような偏見や差別意識を生じさせない啓発と教育も必要です。また、人権侵害にあった場合のプロバイダへの削除要請などの対処方法や相談窓口についても周知が必要です。

重点施策では、すべての子どもが、インターネット使用に関して、目的を持って、自ら選択し、判断する力を身に付けるためのメディアリテラシー¹²教育を進め、指導に当たる教職員にも子どもを巻き込んだ悪質なネット犯罪等に関する研修を開催し、啓発に努めます。

- ①情報モラル、情報活用能力の育成
- ②学校での取組(重点施策)
- ③トラブル対処の方法や相談窓口の周知
- ④モニタリング制度の推進

施策

8. 性的マイノリティ

性的指向は、様々であることを認識し、理解を深めることにより、性自認や性的指向を理由とする偏見や差別をなくし、すべての人がお互いの権利を尊重し、支え合うことが必要です。

市は、「第6次宝塚市総合計画」のめざすまちの姿として、「すべての人の人権が尊重され、平和の下で、誰もがありのままに自分らしく生きている」を掲げ、学校や家庭、地域、関係機関が連携をして、性的マイノリティの教育、啓発に取り組んでいきます。

重点施策では、市民一人ひとり、事業者、医療・福祉関係者、市職員など、対象を絞り込み、きめ細かな網羅的な啓発に取り組み、性的マイノリティについての理解者の意思表示として、レインボーステッカーやレインボーバッジを市内事業者等で活用して、理解や関心が深まるように進めていきます。

- ①市民の理解促進と自分らしい生活の実現(重点施策)
- ②保育所、幼稚園、学校における取組
- ③相談窓口の充実
- ④パートナーシップ制度の推進

施策

¹² メディア情報を視聴者や読者が無批判に受け入れるのではなく、主体的かつ客観的に解釈、選択し、使いこなす能力や、メディアを適切に選択し、発信する能力のこと。

9. 様々な人権問題

- (1) 犯罪被害者等
- (2) 感染症患者等
 - 【HIV¹³陽性者等】
 - 【新型コロナウイルス感染症】
- (3) 刑を終えて出所した人
- (4) アイヌの人々
- (5) 朝鮮民主主義人民共和国によって拉致された被害者等の人権
- (6) 災害と人権
- (7) 自死に関する人権問題
- (8) その他
 - 【ハンセン病患者、元患者等】
 - 【難病患者等】

上記以外の人権問題、今後さらに生じる人権問題についても、その解決のための教育、啓発活動に取り組みます。

効果的な推進体制

人権教育、啓発の推進にあたっては、これまでの市の取組や今日の人権をめぐる状況などを踏まえ、様々な人権課題の解決に向けて、効果的に取り組んでいくため、体制の充実を図ります。

- ①全庁的な推進体制
- ②行動計画の策定と進捗管理
- ③関係機関などとの連携、協力
- ④関係団体などとのネットワークの構築
- ⑤参画、協働の推進
- ⑥相談窓口の充実
- ⑦広報、啓発活動の推進
- ⑧人権文化センター事業の推進
- ⑨SDGsとの一体的推進
- ⑩基本方針の見直し

¹³ ヒト免疫不全ウイルス (human immunodeficiency virus)、通称エイズウイルスのことをいう。HIV によって引き起こされる免疫不全症候群のことを特にエイズ (AIDS) と呼んでいる。

.....第3次宝塚市人権教育及び人権啓発基本方針(改定案)概要版.....

令和5年(2023年)3月

宝塚市 総務部 人権平和室 人権男女共同参画課

〒665-8665 宝塚市東洋町1番1号

電話:0797-71-1141(代表)

0797-77-9100(直通)

FAX: 0797-77-2171

